

抵当権抹消登記
をされるお客様へ

抵当権抹消登記に関するお願い

お願い 1

委任状などの書類に必要事項が記載されているか確認をお願いします

委任状や弁済証書に①委任事項、②登記原因年月日、③物件の表示、④日付などが記載されていないものが散見されます。

これらの事項が記載されていないと申請書の補正や却下など、お客様に多大な負担が生じることが予想されます。

お手数ですが金融機関から受け取った書類に必要事項が記載されているか確認をお願いします。



お願い 2

抵当権抹消の登記申請書については法務局ホームページを参照願います

抵当権の抹消登記には登記申請書が必要であり、登記申請書は申請人が作成することになります。

お客様が司法書士に依頼せず、ご自身で登記申請書を作成される場合には、法務局ホームページに登記申請書の記載例や様式を掲載していますので、そちらを参照の上、作成願います。



法務局ホームページはこちら

15 抵当権抹消登記申請書 16 根抵当権抹消登記申請書

お願い 3

登記手続案内は予約制の電話による案内になります

現在法務局では対面による登記手続案内を行っていません。
予約制の電話による案内のみ になりますので、登記手続案内を利用されるお客様は必ず事前に予約をお願いします（予約なしに来庁されても対応はいたしかねます。）。

登記手続案内では、法務局ホームページの記載例を参考に登記申請書の一般的な書き方について説明いたします。

予約をお願いします



前橋地方法務局